

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいや、その他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和2年10月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理（被保険者証の交付・変更・喪失等）、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。</p> <p>番号法においては第9条第1項、別表第一第68項の規定のとおり、当該事務のうち、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報を被保険者・関係機関へ通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービス計画の届出、福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護合算サービス費の支給、負担割合の判定、負担限度額の認定申請、利用者負担額減額・免除申請等の保険給付に個人番号を用いることとなる。</p> <p>なお、高額医療合算介護サービス費の支給にあたっては、個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う必要がある。当市ではその事務を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供することとなる。</p>
③システムの名称	介護保険システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条7号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・ 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 93, 94, 95, 97, 108, 109, 119の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・93, 94の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 広報情報課 0766-20-1239

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月16日	1. 特定個人情報情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。</p> <p>番号法においては第9条第1項、別表第一第68項の規定のとおり、当該事務のうち、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報を被保険者・関係機関へ通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービス計画の届出、福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、介護保険高額介護サービス費等の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請、介護保険利用者負担額減額・免除申請等の保険給付に個人番号を用いることとなる</p>	<p>当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。</p> <p>番号法においては第9条第1項、別表第一第68項の規定のとおり、当該事務のうち、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報を被保険者・関係機関へ通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービス計画の届出、福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護合算サービス費の支給、負担割合の判定、負担限度額の認定申請、利用者負担額減額・免除申請等の保険給付に個人番号を用いることとなる。</p> <p>なお、高額医療合算介護サービス費の支給にあたっては、個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う必要がある。当市ではその事務を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供することとなる。</p>	事後	平成27年12月15日付厚生労働省事務連絡「介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適切な実施について(依頼)」において高額医療合算介護サービス費支給に関する国保連への事務委託について明記することとされたため。
平成27年12月16日	1. 特定個人情報情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー	介護保険システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	事後	平成27年12月15日付厚生労働省事務連絡「介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適切な実施について(依頼)」において高額医療合算介護サービス費支給に関する国保連への事務委託について明記することとされたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56 の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 9 5, 117の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・93, 34, 95の項	番号法第19条7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56 の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 9 5, 117の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・93, 94の項	事後	見直しによる
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢介護課長 本田 邦博	高齢介護課長 大江 菜穂子	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 経営企画部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成30年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢介護課長 大江 菜穂子	高齢介護課長	事後	見直しによる
平成30年6月28日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 広報情報課 0766-20-1239	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成30年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56 の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 117の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・93, 94の項	番号法第19条7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 93, 94, 95, 97, 108, 109, 119の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・93, 94の項	事後	見直しによる
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる
令和1年5月31日	IV リスク対策	記載事項なし	記載事項の新規追加	事後	平成31年1月1日付特定個人情報評価に関する規則の一部改正による
令和2年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	介護保険システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、電子申請システム	事前	令和2年4月1日からの電子申請開始に伴う変更
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	見直しによる
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	見直しによる